

承認第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 3 年 11 月 17 日、令和 3 年度木古内町一般会計補正予算（第 6 号）を別紙のとおり専決したので、同条第 3 項の規定により承認を求める。

令和 3 年 11 月 26 日提出  
木古内町長 鈴木 慎也

令和 3 年度木古内町一般会計補正予算（第 6 号）

令和 3 年度木古内町一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,442,170 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 11 月 17 日専決

木古内町長 鈴木 慎也

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
歳 入 合 計		4,442,170	0	4,442,170

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		517,625	△24,577	493,048
	1 総務管理費	485,645	△24,577	461,068
11 災害復旧費		5	24,577	24,582
	2 文教施設 災害復旧費	0	24,577	24,577
歳出合計		4,442,170	0	4,442,170

# 令和3年度 木古内町一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
歳入合計	4,442,170	0	4,442,170

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	517,625	△24,577	493,048				△24,577
11 災害復旧費	5	24,577	24,582				24,577
歳出合計	4,442,170	0	4,442,170				0